

令和7年12月23日  
乙訓消防組合消防本部

## 乙訓消防組合消防職員の通勤手当に係る所得税の過少申告について

この度、当消防組合において、職員に支給している通勤手当に係る所得税の源泉徴収について、過少申告となっていた事実が判明しました。

今後は、このような事態を招くことのないよう、再発防止策を確実に行い、適正な事務処理に努めてまいります。

### 1 事案の概要

令和7年人事院勧告に伴う通勤手当の改正による設定変更の準備のため、システム業者とともに人事給与システムの設定内容を確認したところ、平成27年4月から自動車等の使用距離が5キロメートル以上10キロメートル未満に対する非課税限度額が誤った設定となっていました。該当する職員68名について、本来、納入すべき税額よりも少ない、過少申告状態にあることが判明しました。

### 2 今後の対応

本件について、税務署へ申告を行ったところ、是正内容として、過去5年に遡り、令和3年1月支給分から再度年末調整を行うよう指示を受け、対象職員の未徴収税額の算定を行いました。

対象となる職員に対して事情説明を行ったうえで、本人から未徴収分を徴収する対応を行います。

### 3 再発防止

給与システムにおける通勤手当の非課税限度額に関する税額設定画面の定期的な点検や確認事項リストによるチェック体制の強化を図るとともに、他業務も含め、構成市町の協力をいただきながら、組織全体で再発防止に取り組んでまいります。